

ジェトロ食品輸出商談会 in 大分

ジェトロ大分は、**2024年2月13日(火)**に海外バイヤーとの食品輸出商談会を開催します。ジェトロが選定した日本産食材の輸入に強い関心をもつバイヤーが、海外販路開拓に意欲のある食品関連企業・団体との商談会に参加します。世界各国・地域からのバイヤーと商談できる機会ですので、海外への販路拡大をお考えの皆様は、ぜひご参加ください！

日時：2024年2月13日（火）9:00～17:00

会場：アートホテル 2階「アートホール」（大分県大分市都町2-1-7）

参加バイヤー：日本産農水産物・食品の調達に関心のある海外バイヤー4カ国4社（予定）
（輸入卸売業・小売業・フードサービス等）

バイヤーの詳細はこちら→[海外バイヤー一覧](#)（関心品目リスト付き）

■ 募集定員：50社程度

※商談会の参加可否はバイヤーの審査結果を踏まえてジェトロにて決定します。

※大分県の事業者様が優先されますが、他の都道府県の事業者様にもご参加いただけます。

■ 対象品目：日本産農水産物、食品全般

今回の海外バイヤーが調達を希望している主な商品例：

魚介類・水産加工品、米・雑穀・麺類

スナック菓子、レストランで使ってもらえる和菓子

醤油、調味料、食用油、ドレッシング、スパイス、ゆず商品など

缶詰、瓶詰、乾物

日本酒・焼酎、ウイスキー、ビールなどの酒類、茶、清涼飲料水など

■ 商談形式：事前マッチング形式／対面式 ※商談時間は1回45分

上記日程の中で、海外バイヤーと事業者様のご都合に合わせて、商談日時を決定します。

対面式では、バイヤーにその場で試食・試飲いただいたりパッケージを手に取っていただけるため、商品の魅力をより効果的にアピールできます。

日本語を話さないバイヤーとの商談には、ジェトロ手配の通訳がつきます（無料）。

■ 商談会参加費：無料

商談に使用する資料、サンプル等の準備など、本商談会への参加にあたって発生する諸費用は参加者ご自身にてご負担ください。

■ 申込締切：

STEP 1：2023年12月15日（金）17:00

STEP 2：2023年12月20日（水）23:59

➔ STEP1,2のすべてを期日までにご登録いただき、お申し込み完了となります！

↓ [お申込はこちら](#) ↓

■ 申込後のスケジュール：

12月下旬～1月中旬 バイヤーによる商談先選定

1月下旬 マッチング結果通知

2月13日（火） バイヤーとの商談



お申込方法

STEP1 : イベント申し込み・商談希望バイヤー・面談希望日時の登録 (12月15日(金) 17:00締切)

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0063579G>

STEP2 : 商品情報の登録 (Japan Streetに登録) (12月20日(水) 23:59締切)

STEP1ご登録後、Japan Street事務局のメールより、【商品登録フォーム】のURLを送付します。URLよりバイヤーに紹介を希望する商品情報をご登録ください。既にJapan Streetに商品登録されている場合は、登録内容をお送りしますのでご確認ください。

※Japan Streetとは、バイヤー専用のオンラインカタログサイトです。

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

注意事項

商談会は事前予約制です。申込締切日までにすべての手続きが完了していない（書類不備等を含む）場合はご参加いただくことはできませんのでご注意ください。

海外バイヤーの選定結果を踏まえて商談を組むため、ご希望のバイヤーと必ず商談ができるとは限りません。

本商談会における実際の商談・取引は、各参加者の判断と責任の下で行っていただきます。万が一、各参加者が損害や不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

商談後、**商談成果についてのアンケート**にご回答いただきます。

商談相手および商談時間割（日程）の確定後、事業者側の都合で当該商談をキャンセルされる場合には、ジェトロが実施する食品輸出商談会への申し込みを一定期間お断りすることがあります。

応募条件

※以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- ①日本産農水産品・食品の輸出に意欲のある農林漁業者、農業法人、食品加工業者、流通（輸出）事業者等であること。
- ②日本産の農林水産物（生鮮品）、または日本産原材料を使用した加工品、日本国内で生産された他国産原材料を使用した加工品であること。※100%他国産原材料の商品は除く（ラベル替え、パッケージ化など）。
- ③企業情報・商品情報につき、英語欄を含めてすべて入力し、提出できること。
- ④海外バイヤーとの商談において、価格、商流、物流、決済方法等を含む取引条件を事前に検討し、価格表等を含む商品説明資料等を作成し、具体的なビジネスの提案を行うことができる事業者であること。（※注を参照）
- ⑤商談を希望する（バイヤーの）国・地域の輸入規制等に適合し、輸出可能な商品であること。
（ご参考：[日本からの輸出に関する制度](#)、[動画で見る！農林水産物・食品の輸出](#)）
- ⑥輸出経験がない事業者については、海外バイヤーとの商談を円滑に進める観点より、ジェトロが全国各地で開催、または、オンデマンド配信している動画「[商談スキルセミナー](#)」（無料）等を会期までに受講していること。
- ⑦ジェトロが商談成果の把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけること。
- ⑧本商談会に参加するために、商品情報の登録に際して、Japan Streetへの登録をすること。

(注)

バイヤーによっては、直接取引のみ希望で、間接輸出が不可のバイヤーもいます。逆に間接輸出を希望するバイヤーもいます。事前に[バイヤーのプロフィール](#)をご確認ください。

商社等を介しての間接輸出をご希望される場合、海外バイヤーに提示する諸条件等について、事前に商社等と打ち合わせを行った上でご参加ください。なお、海外バイヤー側で日本との取引を仲介する商社・代理店等が同席することもありますのでご了承ください。

商社・貿易会社を通じた間接貿易をご希望の方で、これまで特定のルートをお持ちでない場合、ジェトロのウェブサイトに掲載の[ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト](#)で、商社・貿易会社を探すことが可能です。取引条件等は直接交渉していただきますのでご紹介先との取引を保証するものではありません。

参加申込・マッチングのポイント

- ◆ **マッチング成立の可能性を高めるポイントは？** * マッチング不成立の場合もあります。
 - バイヤーは自分と商談を希望する国内事業者（サプライヤー）様のリストから、お申し込みの際に Japan Street でご登録された「商品情報」を見て、商談相手を選定します。品目や取得認証で検索をかけて選択する場合があります。
 - マッチング成立の可能性を高めるためには、[バイヤープロフィール](#)でバイヤーの販売チャネル、調達希望している品目を把握し、自社商品の販売先に適したバイヤーを選択することが重要です。
 - Japan Street で商品登録する際に、自社商品を効果的にアピールすることがポイントとなります。商品が魅力的にみえる写真や動画は重要です。
- ◆ **バイヤー情報は熟読しましたか？ 自社の品目を求めていますか？ 現地の規制は大丈夫ですか？**
以下のポイントに留意して、商談希望先を選定してください。
 - バイヤーは自社の商品を求めているのか？（[バイヤーの購入希望商品を確認](#)）
 - 自社商品が輸出不可、取扱不可ではないか？（[現地の輸入規制等を事前にご確認ください](#)）
 - 売り先として自社の海外展開戦略にマッチしているか？
- ◆ **Japan Street に登録した自社の企業・商品情報は、最新データですか？ 魅力的ですか？**
以下のポイントに留意して、今一度、Japan Street に登録の商品情報を確認してください。
 - 掲載情報は最新のデータか？ **輸出実績のある国・地域を記入しているか？**
 - 自社商品の PR ポイントを的確、かつ簡潔に表現できているか？
 - 英文で記入できているか？ 英語は表現は正しいか？ 翻訳ソフトを使ってもよいので入力する。
 - 自社商品の写真、動画は入っているか。商品のほか、**包装、食べ方、調理法なども〇**。ピントのあった、画質の綺麗な写真を用意。

商談相手が決まったら

- ◆ ジェトロが開催する「商談スキルセミナー」に参加、または動画を視聴し、商談のコツを押さえる
 - ☞ セミナー開催情報はジェトロの[イベントページ](#)をご覧ください。
 - ☞ オンデマンド配信の「[商談スキルセミナー](#)」
- ◆ バイヤー情報を確認して、価格表や商品説明資料を準備（必要に応じて英文も）
 - ☞ 商談会当日は、海外バイヤー向けの説明資料（会社概要、商品カタログ、価格表等）をご準備ください。商談相手が日本語対応不可の場合、英語等の資料をご用意ください。
- ◆ 輸出向け商品ラベルの作成や相手国での販促活動などについて、事前に検討
- ◆ 相手国の輸入規制を事前にチェック
 - ☞ 以下のウェブサイト等で掲載情報をご参照いただき、商談希望相手の国・地域への輸出条件等を事前に確認してください。
- ・ジェトロ：「[農林水産物・食品のビジネス関連情報](#)」
 - 「[品目別輸出ガイド](#)」
 - 「[輸出相談Q&A](#)」
- ・農林水産省：「[海外の食品規則チェックサイトOMARS](#)」
 - 「[輸出に関する国内外の制度](#)」
 - 「[東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応](#)」
- ・国税庁：「[酒類に関する輸出支援の取組み](#)」
- ・食品産業センター：「[海外輸出規制プラットフォーム](#)」

お申込にあたっての留意事項、免責規程

<留意事項>

- ① 本案内に定めのない事項に関しては、JETROがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
- ② 「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効にすると同時に、本商談会へのご参加をお断りします。
- ③ 参加申込をした企業及びその役員が違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、商談会に参加することがJETROの信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りする場合があります。
- ④ 参加申込時に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、JETROはその内容によっては変更に応じられない場合がございます。
- ⑤ 商談スケジュール確定後であっても、バイヤー側の都合により商談がキャンセル・別日に変更になる場合がございます。
- ⑥ **相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後JETROが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。**

<免責規程>

- ① 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他JETROの責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、または全部を中止せざるを得ない場合は、JETROは参加申し込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、サンプル輸送代等のキャンセル料その他の経費・損害をJETROが補填することは致しかねます。
- ② 商談会期中およびその前後を通じて発生したいかなる損害についても、JETROは一切の責任を負いかねます。
- ③ 提出いただいた情報は、本事業及び関連事業運営のために利用するとともに、JETRO及びJFOODOからの連絡のために利用します。
- ④ 感染症等の拡大に伴い、各国政府による措置等によりバイヤーの商談会参加が難しくなった場合、JETROは一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程 ① のとおり、参加者が負担した経費をJETROが補填することはできかねます。

お問い合わせ先

本商談会についてのお問い合わせ

JETRO大分（山本、橋本）

TEL: 097-513-1868 E-Mail: oit@jetro.go.jp

受付時間：平日9:00～12:00 13:00～17:00（祝祭日・年末年始を除く）

輸出に関する各国の規制や制度等についてのお問い合わせ

JETRO農林水産・食品輸出相談窓口

https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html

Tel : 03-3582-5646

受付時間：平日9:30～12:00 13:00～17:00（祝祭日・年末年始を除く）

Japan Street登録についてのお問い合わせ

JETRO・プラットフォームビジネス課 Japan Street事務局

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry

※お客様の個人情報につきましては、JETRO個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。